

大和エネルギー株式会社
「(仮称)西予風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する勧告について

平成26年10月23日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)西予風力発電事業環境影響評価準備書」について、大和エネルギー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 愛媛県西予市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 16,000kW(2,000kW級×8基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成26年 5月19日
住民等意見の概要受理	平成26年 7月24日
愛媛県知事意見受理	平成26年10月 2日
環境大臣意見受理	平成26年10月 2日

問合せ先: 電力安全課 磯部、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

大和エネルギー株式会社「(仮称)西予風力発電事業
環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境モニタリングを適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- (4) 対象事業実施区域の周辺には、今後、新たな風力発電所の設置が見込まれていることから、将来的に累積的な環境影響が懸念される。従って、周辺の風力発電事業者との間で、連携体制の構築に努め、他の事業者と協働して、本事業の事後調査及び環境モニタリングの結果の共有、実行可能な範囲で共同調査の実施等を行った上で、これらの調査結果に応じて地域全体の効果的な環境保全措置の検討を行い、追加的な環境保全措置を講ずること。

2. 各論

(1) 風車の影について

風車の影が一時的にかかる近隣住居の住民へのヒアリングを実施した上、必要に応じて風車の影による影響について環境モニタリングを実施し、その結果に応じて、稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺には、ミサゴ、ハイタカ等の希少猛禽類の飛翔が確認され、また、サシバ、ハチクマ等の渡りも確認されており、これら鳥類に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。このため、重要な鳥類等に

対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、要すれば風力発電設備の配置や構造の変更等を検討し、適切に実施すること。また、鳥類の誘引が確認された場合等、事後調査により判明した内容に応じ、専門家等からの助言を踏まえて検討し、鳥の渡りの時期における鳥類との衝突のおそれがある時間帯の稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、近傍の風力発電事業者との情報共有に努め、必要な措置を検討すること。また、重要な種の死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うこと。

(3) 景観について

風力発電設備の設置により足摺宇和海国立公園の利用施設計画に定められている主要な眺望点からの眺望景観を損ねることがないように、風力発電設備の色彩、明度等について、自然景観と調和した景観を構成するよう検討すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。